



竹の平 (H29.6)

目次

- 1. 組合長あいさつ p 1
- 2. 平成29年度森林整備始動 p 1
- 3. 平成29年度組合事業取組 p 2
- 4. トドマツ人工林材を用いた圧縮材フローリングの開発
..... p 3
- 5. 地区別事業推進会議の質疑応答集 p 4
- 6. お知らせ、お願い p 5~ 6

ホームページもご覧ください。

旭川市森林組合

検索

組合員の動き

(平成29年 6月末現在)

組 合 員 数	1,258名
森林所有面積	9,707ヘクタール



御挨拶

旭川市森林組合
代表理事組合長 小檜山 隆

緑溢れる季節を迎え、組合員の皆様には日頃より森林組合事業に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年度は、前号の広報誌(21号)でお知らせしたとおり組合員の皆様に多くの組合活動と情報提供を目的に広報誌を年2回発行致します。開設していたホームページも変更しましたので、是非ご覧下さい。

さて、29年度も事業計画・運営方針を基本に、組合の根幹である森林整備におきましては現場作業員の安全講習を4月末に行い、5月から森林作業が本格的に始まり根踏み、植林、下刈、枝打ちを実施しております。間伐においては林業事業体と連携を図り施業集約化によるコストの削減で、少しでも所有者様に還元できよう実施しております。引き続き努力を重ねて参りますのでご協力お願い致します。

委託業務は、行政の入札に参画し「とみはら自然の森」管理業務を旭川市より受注しました。5月より開園し秋まで管理業務の履行に努めて参ります。今後発注される旭川市、比布町の委託業務の受注に努め信頼ある施業で事業量の拡大を図って参ります。

現場作業の担い手を育成する「緑の雇用事業」もスタートし、直営作業班の人材育成に取組んでいます。29年度も折り返しとなりましたが林業労働災害ゼロに向け安全安心な職場づくりに努めるとともに、経営基盤の強化を図り、安定的な経営を目指し、さまざまな事業を計画し有意義な組合活動ができるよう、役員一丸となって皆様の期待に添えていく所存でありますので、組合員各位の一層のご協力、ご理解を賜りますようお願い致します。

平成29年度 森林整備事業が始動

当組合の主な事業は、植林から間伐等の森林整備全般に対する補助事業です。国と北海道による補助制度が設けられており、更に市町村による補助も受けられ個人負担が軽減されます。この制度を受ける為には原

則として「森林経営計画」を作成し、認定を受ける必要があります。組合では、この森林経営計画を基本に森林整備を進めています。現在は主伐適齢期を迎えた山林の皆伐が進み、組合への再造林依頼が

増えていきます。森林整備の低コスト化に向けて、伐採と造林の一貫作業の促進(人工造林の事前計画の提出)が図られるよう順次対応していますが、労務や補助金予算の関係上、お待ち頂くケースも出てきております。組合員の皆様には何卒ご理解とご協力をお願い致します。

●植林

カラマツを中心に春に22haを植栽しました。年間53haを計画しています。補助事業での植林の所有者負担はhaあたり4万円です。但し、林地流動化や転用による植林は所有者負担はありません。又、組合が関与しない皆伐後の植林は全額負担となります。

●下刈

毎年40〜50haの植栽を実施しており、今年度、下刈は176ha前後を現場の状況を確認しながら、一部所有者負担(haあたり5〜10千円)がありますので、所有者との合意の下で6〜8月中旬まで作業を実施します。

●利用間伐

森林所有者への利益を還元するため施業地を集約するとともに、高性能林業機械の効率的な稼働と間伐効果を発揮させる為、機械の性能、特性に適した作業工程で現場の状況に応じた定性間伐と列状間伐による間伐を林業事業体と連携を図り効率的に実施しています。利用間伐は所有者負担が

ありますが、間伐材の販売代金から所有者負担を頂きますので、実際の持ち出しはありません。尚、平成28年の間伐素材代の還元金は7〜20万円/haです。

●その他

除伐、枝打ちは所有者負担がありません。

●森林整備事業を実施した皆様へ

補助を受けて森林整備(間伐、植栽、下刈等の保育)を実施した山林は、完了した次の年から5年間は、**森林以外への転用や全面伐採を行うと補助金を返還しなければならぬ**のでご注意ください。



西御料で植林



作業打合せ

安全講習会の実施

4月27日に作業班員、職員、林業事業体の総勢20名で安全衛生講習を実施いたしました。組合員の森林整備を支える大事な人材、事業体であり、労働災害の発生ゼロを目標に、林業労災防止協会 安全管理指導専門家 横石幸雄氏を講師に迎え、「自分の安全は自分で守る」と題して、作業現場で労働災害が発生しそうな危険なところを確認し、熱中症対策、蜂刺され対策について学びました。澁谷アドバイザーからコンプライアンスについても研修を行いました。



コンプライアンス研修

とみはら自然の森

旭川市から管理委託を受け施設管理業務を行っております。管理期間は五月一日～十一月二日まで。市内江丹別に五八・六畝に及ぶ森林と林業に対する理解を深めてもらうことを目的とした施設です。

ふれあい館を起点とした森の散策路は二・五kmで、森林浴に最適です。

開園期間は

五月五日～十月二十九日

開園時間は午前九時～午後五時

□お問い合わせ先

とみはら自然の森ふれあい館

電話 〇一六六一七三一二四二

旭川市農政部

農林整備課耕地林務係

電話 〇一六六一二五七七四五九

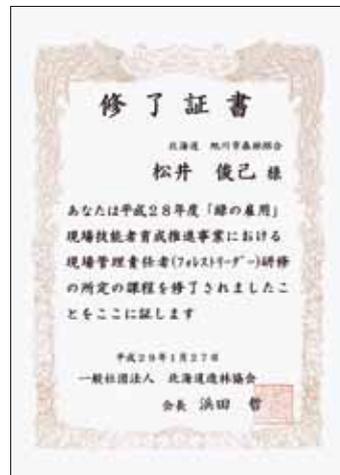


とみはら自然の森 作業打合せ

現場管理責任者（フォレストリーダー）に登録

平成29年1月10日～27日に平成28年度「緑の雇用」現場技能者育成推進事業における現場管理責任者（フォレストリーダー）研修が開催され、当組合から業務係 松井俊己が所定の課程を修了し現場管理責任者として登録されました。今回の研修では現場の工程管理やコスト管理、責任者としての判断力や指導力、作業班員への技術・安全指導に必要な知識と技術を学びました。

当組合は現場作業の人材不足が課題であり、緑の雇用で林業の担い手として森づくりを担う人材育成に努めています。自然を相手にする仕事として今まで以上に安心安全な労働環境となるよう現場責任者として安全作業の向上と現場内のコミュニケーションを図りチームワークで森林整備を進めて参ります。

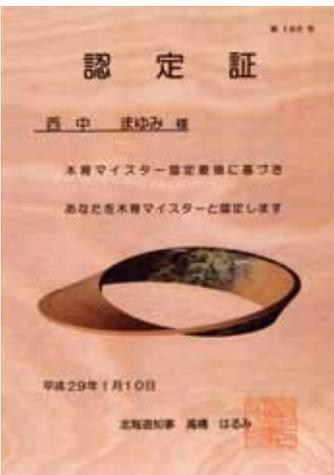


木育マイスターが誕生しました

北海道が主催する木育マイスター育成研修が、平成28年9月25、26日と10月30、31日に留萌の小平町で開催され、平成29年1月10日に課長補佐 西中まゆみが北海道知事より「木育マイスター」に認定されました。

木育マイスターは北海道が認定する木育を普及させる専門家として専門的知識を持ち企画立案や指導、アドバイス、コーディネートができる人材で平成22年度から研修を開始しており、平成29年1月現在で200名です。

「木とふれあい、木に学び、木と生きる」をテーマに子どもから大人まで森林・木を見直してみるきっかけ作りとしてイベント等を取り入れています。又、ご依頼等ありましたら連絡願います。各種イベント等ホームページでお知らせしますので、興味のある方はご参加下さい。



トドマツ人工林材を用いた圧縮材フローリングの開発

北海道上川総合振興局南部森林室
普及課長 田中悦夫

はじめに

トドマツは北海道の代表的な針葉樹として人工造林が進められ、資源の充実、大径化とともに循環利用が期待される樹木の一つです。トドマツ材は柔らかく、傷つきやすいという材質的な特徴を持ち、また現在利用できるものには大小様々な節があり、フローリングや内装材といった人目につきやすい部分には、広く一般に使われていないのが現状です。このため（地独）北海道立総合研究機構森林研究本部林産試験場では木材圧縮技術を開発し、トドマツ人工林材を圧縮材として利用できる製品

開発を行っているので紹介します。

トドマツの形質

トドマツはマツ科モミ属の針葉樹で、板を見ると図1のように節が多いことに気づきます。色調は白っぽく、木目が穏やかなことも外観的な特徴としてあげられます。

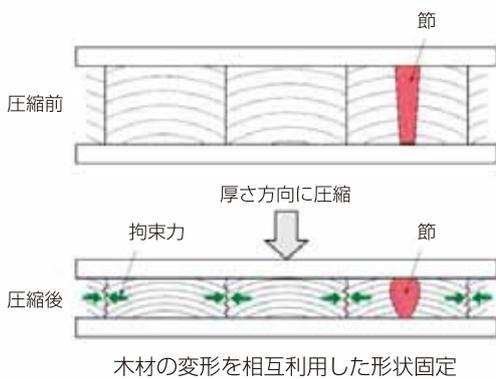
北海道においてトドマツは木造住宅の柱や間柱、たる木などの構造材や、ダンネージなどの梱包材、パルプ用チップとして利用されています。これまで内装材、特に床材として一般に利用されなかった理由としては、爪で簡単に凹みができるほど柔らかく、物を落としたり、家具を移動したりした際に簡単に傷ついてしまうのが大きな理由と考えられます。

開発した木材圧縮技術

厚さを揃えた板材を並べ、熱を加



図1 トドマツ立木とトドマツ材の外観



幅広曲線フローリング



道庁1フロビー

南富良野町立幾寅保育所
地域交流スペース

えて木材組織を軟化させた後に、厚さ方向に圧縮して密度を高めるものです。板材を厚さ方向に圧縮・変形させようとすると、個々の板材には幅方向に広がろうとする力が働きます。その力を隣接する板材の幅方向へ拘束力として利用し、形状固定を行います。

（特許第5629863号熱圧処理木材ならびにその製造方法）

トドマツ圧縮材フローリングの特徴

- 1 圧縮して密度を高めてありますので、一般に床材として用いられてきた広葉樹と同等に傷つきにくい素材です。
- 2 密度が高く、硬くなっていますので、切削等による加工精度も広葉樹同等に高めることができます。
- 3 特許技術により、節が平坦に、かつ節回りが美しく仕上がります。

4 金属型枠等を使用しないので、幅の異なる板材を同時に圧縮することができます。

試作フローリング

幅の広い圧縮材や台形の圧縮材から、一般的な長方形のフローリングに加えて、幅広曲線フローリングや台形フローリングを試作しています。

今後の展開

本州ではスギの圧縮木材製品が数社から販売されていますが、北海道では未だ生産拠点がありません。林産試験場ではフローリング加工業者と連携しながら、公共建築物を中心に施工実績を積み重ねているところであり、針葉樹人工林材の用途拡大の一翼を担えるものとして、道内企業への技術移転、生産拠点の設立、製品化を目指しています。

地区別事業推進会議の質疑応答集

2月1日から3日間開催した地区別事業推進会議の主な質疑とその回答をまとめました。

問 学校等で子供達を通じ、親が山林に興味をもってもらえる活動をしてはどうか。

答 組合の事業で所有者に植林してもらおうなど興味をもってもらえる働きかけをしていきたい。組合員の皆さんも子供や孫に森林の大切さを伝えて頂けるようお願いしたい。

問 草が生い茂って林道に入っていないと山林所有者の方から話を聞いた。今後増えていく林道整備に予算をつけてもらえるよう旭川市に提案してほしい。

答 旭川市に予算要望しているが、災害で被害にあった林道が優先。林道は交付金事業で整備しており、他の予算はついていないのが現状。

問 20年前に自分の山林に行ったが、久しぶりに行ってみよう。

答 森林組合に連絡頂ければ、職員が案内しますのでお問い合わせ下さい。

答 森林組合で仲介する事は難しく、所有者同士が話し合いで決める方法が良いと思います。

問 GPSで山林の境界を出す事は出来ないか。

答 法的な図面と現地が合わないことが多いので境界としては難しいです。

問 カラマツの寿命はどのくらいか。

答 60〜80年です。補助対象外の山林で下刈をする事は可能か。

答 補助金なしでは負担がかなり大きくなってしまいますので、現場をみてからご相談に応じます。

問 今後、伐期がきて皆伐が増えてくると思いますが、造林の補助金が足りなくなるのではないですか。

答 間伐予算が増えていく中で造林予算をあげていく事は検討していますが、難しい現状です。

問 森林経営計画の契約を結んだが、その後施業の提案がない。森林組合から組合員に施業提案してほしい。

答 組合員からの施業要望と補助金の配分もあり施業対象の全組合員に提案する事は難しいですが、出来る限り提案していきたいと考えています。

問 組合員が自分の山林を把握する為に、全員に森林調査簿と計画図を送ってはどうか。自分の山林の伐期情報が知りたい。

答 平成30年に森林経営計画組み合わせがあるので、その時に森林調査簿と図面を送付したいと考えています。年間の予算、計画の中で伐採できる面積に限りがあり、全組合員に山林の伐期が近い等の情報をお知らせする事は難しい。

問 出資配当は可能か。

答 ある程度の剰余金が出た場合には、検討したい。

問 森林組合で風倒木を処理してくれるのか。

答 補助金を使って処理出来る場合と出来ない場合があります。現地確認してから相談していきたいと思います。

問 東鷹栖地区でのアライグマの捕獲状況を教えてください。

答 アライグマは好物のトウモロコシがある場所や沢がある場所に多く現れるようです。東鷹栖地区で平成27年ゼロでしたが、平成28年は20頭です。

問 熊出没の話を聞きますが、森林組合で気をつけている事は。また、熊が出たら、後から来る人のために看板をつけることは出来ないか。

熊の出た後、後から来る人のために看板をつけることは出来ないか。

答 入林時は一人で入らないようにすると、機械の音を出して存在を知らせるようにしています。看板設置は、旭川市の環境部で通報があると熊出没注意の看板を立てていますが、森林組合では今のところ考えていません。

“不法投棄撲滅に協力を!!”

不法投棄等の未然防止と早期発見、早期対応により、生活環境の保全に努めましょう。

もし廃棄物の不法投棄を発見したら、循環型社会推進課「産廃110番」を設置しております。

011-261-5388-24迄
こみはこつほつ

森林経営計画作成にご協力下さい

平成25年に策定した森林経営計画が30年2月と3月に終了します。今後、現経営計画の組替えにむけ計画策定の準備をして参りますので、山林所有者の皆様には、所有森林を効率的・継続的に管理するため引き続き経営計画加入継続をお勧めいたします。

森林の立木を伐採するときは、届出が必要です

立木の伐採前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を市町村長に提出することが義務づけられています。また、伐採後の造林が完了したときは、事後に「森林の状況報告書」が義務づけられています。（平成28年5月の森林法改正により、平成29年4月以降は、事後にも市町村長への伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告が必要となりました。）

●対象となる森林

森林として地域森林計画に編入されている山林（保安林と森林経営計画を立てている森林は除く。）

●届出の対象者

森林所有者や立木を買受けた者です。ただし、伐採を行う者と、造林する者が違う場合は連名で提出します。

●提出期間

(1) 「伐採及び伐採後の造林の届出」は伐採を開始する**30～90日前**
 (2) 「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告」は造林を完了した日から**30日以内**

●届出の内容

森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採樹種、伐採齢、伐採の期間、伐採後の造林樹種・造林の方法などです。

●提出先

伐採・造林する森林がある市町村長に提出して下さい。2つ以上にまたがる市町村の森林を伐採す

伐採及び伐採後の造林の届出書

市町村長 殿

年月日

住所

届出人 氏名 [法人にあつては、名称及び代表者の氏名] 印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
---	---	----	---	----

2 伐採の計画

伐採面積	ha		
伐採方法	主伐(密伐・択伐)・間伐	伐採率	%
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積(A+B+C+D)	ha
人工造林による面積(A+B)	ha
播種による面積(A)	ha
人工播種による面積(B)	ha
天然更新による面積(C+D)	ha
ぼう芽更新による面積(C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・樺込み・その他()・なし
天然下種更新による面積(D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・樺込み・その他()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

人	工	造	林	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数
植栽	人工播種					ha	本
天然更新	ぼう芽更新	天然下種更新					

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

4 備考

(伐採前に提出)

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書

市町村長 殿

年月日

住所

報告者 氏名 [法人にあつては、名称及び代表者の氏名] 印

年月日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採及び伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
---	---	----	---	----

2 伐採の実施状況

伐採面積	ha		
伐採方法	密伐・択伐	伐採率	%
伐採樹種			
伐採の期間			

3 伐採後の造林の実施状況

造林の方法	造林の期間	樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数
人工造林			ha	本
天然更新			ha	本

4 備考

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 樹種は、すき、ひのき、まつ(あかまつ及びびくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びふか、くまぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採方法別には、密伐又は択伐の別を記載し、伐採率には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 造林の方法別には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 天然更新による場合においては、造林前樹種には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。

(伐採後に提出)

る場合は、森林の所在する市町村ごとに提出することになります。

●留意事項

(1) 届出を提出しなければ森林法違反です。この場合、罰せられる場合があります。また、届出内

容と異なる行為を行った場合にも罰せられます。

(2) 1haを超える森林の開発を行う場合は、別に北海道知事の許可を受けなければなりません。(林地開発制度)

各種届出の必要がありますので、組合事務所までお問い合わせくださいますようお願い致します。

*各種届出用紙は、ホームページからもダウンロードできます。

【ホームページのURLの変更について】
<http://www.a-sinrin.com>
 に変更しました。
 是非、ご覧ください。

- ① 自宅の住所が変わったとき
- ② 相続・死亡等により山林名義の変更をしたとき
(相続の場合は、相続開始後150日以内です。)
- ③ 売買等で山林面積が変わったとき

所有者の皆様の中に、次の事項に該当する方はいませんか？

事務手続き上、必ず書類での届出が必要となります。届出用紙は、組合事務所にて用意してあります。お手数ですが、組合までご連絡下さい。

各種届出について

山林の売買は 林地供給事業で

林地供給事業とは、規程に基づき林地を譲渡（売買）した場合に、その譲渡人に対し税法上の恩恵として、譲渡所得から800万円が特別控除されますので、売買を希望する方は是非組合にご相談下さい。

組合の業務時間

◎夏季時間

(5月1日～11月30日)

午前8時～午後5時

土曜日第2、第4休日

◎冬季時間

(12月1日～4月30日)

午前8時30分～午後5時

土曜日全休

尚、祝日及び地方祭、年末年始は休日。宜しく御協力をお願い致します。

賦課金の納入期限

7月31日迄です

森林組合の賦課金徴収方法が23年度より次のように変更されています。

10 ha以上所有されている方の面積割は、従来、全面積が1000円で計算されていましたが、10 ha未満が2000円で計算されますのでご了承願います。

尚、10 ha未満の方については変更はありません。

納入は、納期限迄に必ず納めましょう。宜しくお問い合わせ致します。

- ◎組合員割
一組合員一律 1,000円
- ◎面積割
0.3ha以上10ha未満 200円/ha当り
10ha以上 100円/ha当り

森林調査等のために 森林に立入ります

組合員所有地の森林に森林組合関係職員が森林施業等の調査のために、立入り致しますのでご承知置き下さい。

立入り調査内容

- (1) 森林整備等の実態調査
- (2) 除・間伐予定地の実態調査
- (3) 林道、歩道、作業道予定地の実態調査
- (4) 未立木地の調査など

この様な調査のために関係職員が随時立入調査を実施しておりますのでご協力下さい。

よろしくお問い合わせ致します。

北海道森林づくり条例の改正(H28.3)

「森林資源の循環利用の推進」、「木育の推進」を柱に条例改正

新計画の基本方向

現行計画

北海道森林づくり条例の
基本理念に基づく
施策の展開

地域の特性に
応じた森林づくり

林業及び木材産業等の
健全な発展

道民との協働による
森林づくり

北海道水産林務部ホームページより掲載

新計画

〔森林づくりを取り巻く情勢の変化に対応〕

森林資源の循環利用の推進

「植えて、育てて、伐して使って、また植える」のもと、計画的な森林の整備・保全を進め、森林の持つ多面的機能の発揮と林業・木材産業の健全な発展を実現

下支え

木育の推進

企業やNPOなどの民間、教育関係機関など多様な主体と連携した木育活動に加えて、子育て世代や森林への関心の薄い層などへの木育活動を進めることにより、道民との協働による森林づくりを実現

条例の基本理念を踏まえつつ、新たに2つの基本方向を設定

平成29年3月「北海道森林づくり基本計画」が改定されました

北海道は平成14年3月に「北海道森林づくり条例」を制定し、本条例に基づき策定していた「北海道森林づくり基本計画」を昨年3月に条例改正を行い今年3月に基本計画が改定されました。

PROFILE

名称 旭川市森林組合
 設立 昭和45年3月26日
 所在地 北海道旭川市
 工業団地3条1丁目2番15号
 代表電話 0166-36-4268
 Fax番号 0166-36-4290
 代表者名 代表理事組合長 小檜山 隆
 従業員数 24名
 組合員数 1,258人
 森林所有面積 9,707ha
 出資金 93,342千円
 事業区域 旭川市比布町の区域
 email:asahikawa@a-sinrin.com
 URL:http://www.a-sinrin.com



目指そう森林新時代

旭川市森林組合の森林づくり十ヶ条

- ・森林づくりは人づくり
- ・景観に優れた美しい森林づくり
- ・適期作業で良質材生産の森林づくり
- ・生命力に溢れた健康の森林づくり
- ・未来に引き継ぐ資源の森林づくり
- ・水を蓄え国土を守る安心の森林づくり
- ・心を豊かにする文化創造の森林づくり
- ・地球温暖化を防ぐ緑の森林づくり
- ・地材地消で経済性豊かな森林づくり
- ・活力ある組合 信頼の森林づくり

台風や集中豪雨、火災 など万が一の災害に 備えることができます。

森林保険

森林保険は、「森林保険法」(昭和12年法律第25号)等に基づき、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災、噴火災による損害を総合的に補償するものです。森林所有者が自ら災害に備える唯一のセーフティネットです。

保険金の
 お支払いの
 対象となる
 8つの災害



旭川市森林組合